

船員保険就学等援護費の改定について

1. 見直しの内容

(1) 通信制高校等への支給拡大

新たに、通信制中学校、通信制高等学校、中等教育学校の後期課程の通信制課程、特別支援学校の高等部の通信制課程、通信制専修学校を支給対象に加えること

【支給額】

通信制大学、通信制専修学校の専門課程	月額30,000 円
それ以外の通信制	月額13,000 円

(2) 高校生の額の改定

平成 22 年度に創設された公立高校授業料無償制等の影響が平成 24 年に公表された「子どもの学習費調査」(文部科学省)において判明したこと等を踏まえ、高校生の支給金額を月額 18,000 円から月額 16,000 円に改めること

2. 実施時期

(1) 通信制高校等への支給拡大

平成 25 年 10 月支給分(平成 25 年 4 月～平成 25 年 9 月分)

(2) 高校生の額の改定

平成 26 年 4 月支給分(平成 25 年 10 月～平成 26 年 3 月分)